

山梨県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「規則」という。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第11条ただし書及び第12条第2号口の国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、山梨県内(甲府市の区域を除く。)における住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 法第9条の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、規則第7条に規定する申請書（規則別記様式第1号）に次条に規定する書類を添付し、1部提出するものとする。

- 2 登録申請者は、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会（セーフティネット住宅登録事務局）が運営管理する「セーフティネット住宅情報提供システム」（以下「システム」という。）により、申請書を作成し、電子データで提出するものとする。ただし、システムにより電子データで提出することができない場合は、持参又は郵送により提出するものとする。
- 3 登録申請者が、前項の申請書に宅地建物取引業の免許証番号、住宅宿泊管理業の登録番号又は賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号を記載した場合は、当該登録申請者が法人のときは申請書別添1の記載を、未成年であってその法定代理人が法人のときは別添2の記載を省略することができる。

(登録申請書の添付書類)

第3条 申請書には、規則第10条に規定する書類及び次の各号に掲げる書類を、システムにより電子データで添付しなければならない。ただし、システムにより電子データで添付することができない場合は、持参又は郵送により提出しなければならない。

- 一 共同居住型賃貸住宅の場合は、共同居住型賃貸住宅の延べ床面積を示す求積図及び求積表
 - 二 申請書に竣工年月が記載されている場合であって、3階建て以下で昭和57年5月以前に竣工した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であるとき、4ないし9階建てで昭和58年5月以前に竣工した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であるとき、10ないし20階建てで昭和60年5月以前に竣工した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であるとき若しくは21階建て以上の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であるとき又は申請書に着工年月のみが記載されている場合は、次のいずれかの書類
 - イ 昭和56年6月以降に着工したことが確認できる建築確認台帳記載事項証明書等の書類
 - ロ 新耐震基準等を満たしていることが確認できる耐震診断報告書や耐震改修報告書等の書類
 - 三 告示第2条第5号の「これと同等以上の機能が確保されている」共同居住型賃貸住宅の場合にあつては、同等以上の機能が確保されている理由書
 - 四 その他知事が必要と認め別に指示するもの
- 2 前項ただし書の規定により、規則第10条第2号から第4号まで及び第6号に規定する書類を、持参又は郵送により提出するときは、誓約書（様式第1号）により提出するものとする。

- 3 登録申請者が、前条第2項の申請書に宅地建物取引業の免許証番号、住宅宿泊管理業の登録番号又は賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号を記載した場合は、当該登録申請者が法人のとき及び未成年であつてその法定代理人が法人のときは誓約書別添の「当該法人の役員」欄の記載を省略することができる。

(登録の実施)

- 第4条 知事は、法第8条の登録を、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録簿（様式第2号）に記載することにより行うものとする。
- 2 知事は、法第8条の登録を行ったときは、法第10条第1項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第3号）により当該登録を受けた者に通知するものとする。
 - 3 知事は、法第10条第4項の規定により登録を行わないときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準不適合通知書（様式第4号）より登録申請者に通知するものとする。
 - 4 知事は、法第8条の登録を行ったときは、法第10条第5項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第5号）により当該登録に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）の存する市町村の長に通知するものとする。

(登録の拒否)

- 第5条 知事は、法第11条第1項の規定により登録を拒否したときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（様式第6号）により当該登録の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

- 第6条 登録申請者は、登録前に申請を取り下げるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下げ書（様式第7号）によりその旨を知事へ届け出るものとする。

(登録事項等の変更)

- 第7条 法第12条第1項の規定による届出は、規則第17条に規定する登録事項等変更届出書（規則別記様式第3号）を知事に提出して行うものとする。その場合、法第12条第2項に規定する書類等の他、第3条各号に掲げる書類のうちその記載事項が変更されたものを添付することとする。
- 2 前項の届出書は、システムにより作成し、電子データで提出するものとする。ただし、システムにより電子データで提出することができない場合は、持参又は郵送により提出するものとする。
 - 3 知事は、法第12条第3項の規定により変更の登録を行ったときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業変更登録通知書（様式第8号）により当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知するものとする。

(登録簿の閲覧)

- 第8条 法第13条の規定による登録簿の閲覧は、山梨県県土整備部建築住宅課において行うものとする。
- 2 登録簿の閲覧の時間は、午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分までとする。
 - 3 閲覧の場所の休日は、山梨県の休日を定める条例（平成元年条例第6号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

(廃止の届出)

第9条 法第14条第1項の届出は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書（様式第9号）によるものとする。

（登録の抹消）

第10条 知事は、法第15条第1項の規定により登録を抹消したときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録抹消通知書（様式第10号）により当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知するものとする。

（報告）

第11条 知事は、法第22条の規定により登録住宅の管理の状況について報告を求めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の管理の状況に関する報告を求めるときの通知書（様式第11号）により、登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに対して報告するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書（様式第12号）に必要な書類を添付して、知事に報告しなければならない。

（指示）

第12条 知事は、法第23条の規定により指示を行うときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等指示書（様式第13号）により、登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに応じ是正またはその他の措置を講ずるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等計画書（様式第14号）に具体的な是正等の内容を記載して、知事に提出しなければならない。

3 登録事業者は、前項の規定による是正等が完了したときは、速やかに住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等完了報告書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。ただし、法第23条第1項の場合を除く。

（登録の取消し）

第13条 知事は、法第24条第1項又は第2項の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を取り消したときは、同条第3項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書（様式第16号）により、登録事業者に通知するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

年 月 日

山梨県知事 殿

登 録 申 請 者 住 所

又は主たる事務所の所在地

氏 名 又 は 名 称

印

(法人である場合) 代表者氏名

(未成年である場合) 法定代理人の氏名

誓 約 書

私は、以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。なお、登録申請者等の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。

一 次の各号のいずれにも該当しないこと

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ハ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第24条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（チにおいて「暴力団員等」という。）

ホ 精神の機能の障害により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

ト 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

リ 建物の転貸借が行われている場合にあつては当該建物の所有者及び転貸人が前各号のいずれかに該当すること

二 申請の内容が、次の各号のいずれにも該当すること

イ 消防法（昭和23年法律第186号）若しくは建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く。）に違反しないものであること

ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること

ハ 基本方針及び山梨県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあつては市町村賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること

(別添)

1. 登録申請者が個人の場合

登録申請者				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所

2. 登録申請者が法人の場合

当該法人の代表者				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
当該法人の役員				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所

(注1) 記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

(注2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第7項に規定する住宅宿泊管理業者又は賃貸住宅管理業者登録規程(平成23年9月30日国土交通省告示第998号)第2条第4項に規定する賃貸住宅管理業者については、「当該法人の役員」欄の記載を省略することができます。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録簿

(1) 登録年月日 (初回登録日) [直近の登録更新日]	年 月 日 (年 月 日) [年 月 日]
(2) 登録番号	
(3) 登録事業者の商号、名称又は氏名	
(4) 登録事業者の住所、法人にあつては主たる事業所の所在地	
(5) 住宅の名称、位置	
(6) 上記のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第2項第一号に定める事項	別添のとおり
(7) 備考	

注1：(1)において、登録年月日は最新の登録又は同更新の年月日を記入すること。また、初回登録の場合の()内は登録年月日と同一、[]内は空欄とし、1回目の更新場合は[]内は空欄とする。

注2：(6)において、申請者から提出された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）別記様式第1号別紙（個人情報に該当する部分を除く）の写しを添付する。

建 住 第 号
年 月 日

(申請者)
登録申請者の住所
又は主たる事務所の所在地
登録事業者の商号、名称又は氏名 殿

山梨県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書

年 月 日で申請のありました住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項の規定により、下記のとおり登録したので通知します。

記

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称			
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の所在地			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	年 月 日
備考（参考事項）			

建 住 第 号
年 月 日

(申請者)
登録申請者の住所
又は主たる事務所の所在地
登録事業者の商号、名称又は氏名 様

山梨県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準不適合通知書

申請のあった下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録について、下記の理由により住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項の基準に適合しないと認められるので、同法第10条第4項の規定に基づき、通知します。

記

申請に係る住宅の名称	
申請に係る住宅の所在地	
申 請 年 月 日	年 月 日
登録の申請が基準に適合しないと認める理由	
備考（参考事項）	

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

山梨県 県土整備部 建築住宅課
電話 055-223-1730

(申請者)
登録申請者の住所
又は主たる事務所の所在地
登録事業者の商号、名称又は氏名 様

山梨県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書

申請のあった下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第11条第2項の規定に基づき、下記の理由により登録を拒否したことを通知します。

記

申請に係る住宅の名称	
申請に係る住宅の所在地	
申 請 年 月 日	年 月 日
登録を拒否する理由	
備考（参考事項）	

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

山梨県 県土整備部 建築住宅課
電話 055-223-1730

年 月 日

山梨県知事 殿

(届出者)
登録申請者の住所
又は主たる事務所の所在地
商号、名称または氏名

印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下げ書

山梨県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に係る事務取扱要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請書を取り下げたいので届け出ます。

申請に係る住宅の名称	
申請に係る住宅の所在地	
申請年月日	
取り下げの理由	
備考(参考事項)	

建 住 第 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業変更登録通知書

このことについて、貴市（町村）に存する下記の物件の変更の登録がされましたので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第12条第4項の規定に基づき、通知します。

記

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称			
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の所在地			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	年 月 日
備考（参考事項）			

年 月 日

山梨県知事 殿

(届出者)
 登録事業者の住所
 又は主たる事務所の所在地
 商号、名称または氏名

印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の廃止を届け出ます。

記

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称			
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の所在地			
登録番号		登録年月日	年 月 日
廃止理由		廃止年月日	年 月 日
補助の有無	有（交付決定年月日： 年 月 日） ・ 無		
備考（参考事項）			

(備考)

1. 廃止の日から30日以内に届出書を提出すること。
2. 補助を受けている場合は、国土交通大臣による承認の手続きが必要な場合があります。

建 住 第 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録抹消通知書

このことについて、下記の物件について住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を抹消したので通知します。

記

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称			
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の所在地			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	年 月 日
備考（参考事項）			

建 住 第 号
年 月 日

(登録事業者又は管理等受託者)

様

山梨県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の管理の状況に関する報告を求める通知書

登録を受けた下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の管理の状況について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 1 9 年法律第 1 1 2 号）第 2 2 条の規定に基づき、下記のとおり報告するよう通知しますので、記載の報告期限までに報告書を提出してください。

記

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称			
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の所在地			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	年 月 日
報告を求める事項			
報 告 期 限	年 月 日		
報 告 書 の 提 出 先	山梨県 県土整備部 建築住宅課		
備考（参考事項）			

年 月 日

山梨県知事 殿

(報告者)

登録事業者又は管理等受託者の住所

又は主たる事務所の所在地

商号、名称または氏名

印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書

年 月 日付建住第 号で通知のありました住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の管理の状況について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第22条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称			
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の所在地			
登録番号		登録年月日	年 月 日
報告内容 別紙のとおり			
備考(参考事項)			

建 住 第 号
年 月 日

(登録事業者)

様

山梨県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等指示書

登録を受けた下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第23条第 項の規定に基づき、下記のとおり指示事項を通知しますので、是正又はその他必要な措置を行い、記載の報告期限までに当該措置に対する是正等計画書を提出してください。

記

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称			
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の所在地			
登 録 番 号		登 録 年 月 日	年 月 日
指示する内容			
報 告 期 限	年 月 日		
報 告 書 の 提 出 先	山梨県 県土整備部 建築住宅課		
備考（参考事項）	提出にあたっては、必要に応じて是正又はその他措置の内容が確認できる図面、写真等を添付すること。		

山梨県 県土整備部 建築住宅課
電話 055-223-1730

年 月 日

山梨県知事 殿

(登録事業者)

住所又は主たる事務所の所在地

商号、名称または氏名

印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等計画書

年 月 日付け建住第 号で指示のあった下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、下記のとおり是正等計画書を提出します。

記

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称			
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の所在地			
登録番号		登録年月日	年 月 日
是正又はその他措置を講ずる内容（具体的な是正等の内容を記載すること）			
備考（参考事項） ・提出にあたっては、必要に応じて是正又はその他措置の内容が確認できる図面、写真等の書類を添付すること			

年 月 日

山梨県知事 殿

(登録事業者)

住所又は主たる事務所の所在地

商号、名称または氏名

印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等完了報告書

年 月 日付け建住第 号で指示のあった下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、下記のとおり是正等計画書に基づき是正又はその他必要な措置を行いましたので報告します。

記

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称			
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の所在地			
登録番号		登録年月日	年 月 日
是正又はその他措置を講じた内容			
備考(参考事項) ・提出にあたっては、必要に応じて是正又はその他措置の内容が確認できる図面、写真等の書類を添付すること			

建 住 第 号
年 月 日

(登録事業者)

様

山梨県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を取り消したので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称			
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の所在地			
登録番号		登録年月日	年 月 日
登録を取り消した理由			
備考（参考事項）			

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

山梨県 県土整備部 建築住宅課
電話 055-223-1730